

登記行政は 国が責任を持って行う行政です。

地域主権の出先機関改革としての、地方移譲に反対の理由はつぎのとおりです。

1

取引の安心・安全は 国が保証するべき!

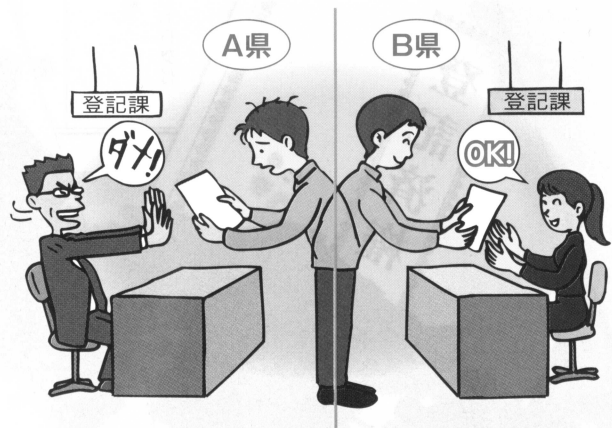
不動産登記制度(注1)は、国民の財産である不動産について、国家公務員である登記官が登記(注2)し、その位置や所有者などの状態を明らかに(公示)して取引の安全を図る、国が保証する信用制度です。



2

地域主権による地方移譲で 地域間の格差が生じます。

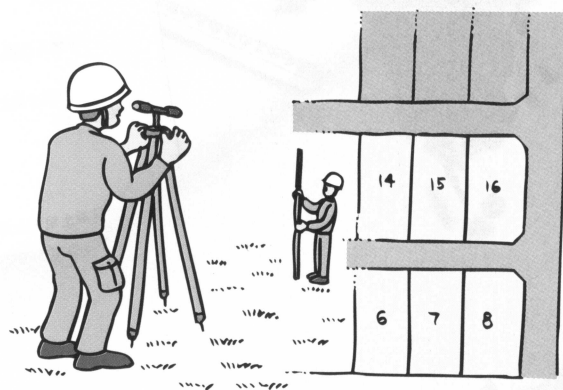
不動産登記の審査は、国が法律で定めた全国統一の運用(注3)で登記官によって公平・厳正に行われています。地方移譲により、「地方の自主的判断」で運営された場合、地域間で格差が生じ、信用・信頼の制度として成り立たなくなります。



3

土地の筆界(境界)の特定は、 国が公正・厳格に判断しています。

土地の境界が不明になると安全な取引ができません。「筆界特定制度」(注4)は、登記官が境界(筆界)を最終的に特定する制度です。この筆界特定制度を国家公務員の登記官が、公正・厳格に行っており、利用者の信頼と期待に応えています。



注1) 登記制度は明治19年に創設され、戦前は裁判所で、戦後は法務局で厳格に運用されてきた国家の基本を担う制度です。

注2) 登記官は高度な専門的知識で申請を審査し、国家機関としての権限で登記簿(磁気ファイル)に登記します。

注3) 登記申請はどの地域でも「全国統一の運用」で審査・登記され、公平と信用が確立されています。

注4) 登記官が筆界調査委員(土地家屋調査士・弁護士・司法書士など)の意見を踏まえ、筆界(境界)の現地における位置を特定する制度です。